

日本オープンビックラス協会海外派遣取扱内規(1次案)

平成28年4月22日
平成28年度理事会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、オープンビックラスにおける海外選手との交流を深め、技術力向上のため、日本オープンビックラス協会(以下協会という)が海外派遣する選手およびその派遣団についての事項を定める。

(海外派遣選手の範囲)

第2条 海外派遣選手の範囲は次のとおりとする。

- 1) O'pen BIC World Cupに参加する日本代表選手は、国際オープンビックラス協会(OBCA)の公式加盟協会であり、日本セーリング連盟(JSAF)の加盟団体である、日本オープンビックラス協会(JOBICA)が認定した選手であること。
- 2) O'pen BIC World Cup(世界選手権)の三か月以上前に行われる日本オープンビックラス協会主催のシリーズ戦よりなる選考レースにおいて協会より招待派遣選手として認定および日本代表選手として推薦を受けた選手であること。

(招待派遣選手の選考基準)

第3条 World Cup 招待派遣選手選考基準

- 1) シリーズ戦に参加した全選手の成績からU16およびU13ディビジョンの選手の成績のみを抽出(OPENディビジョン、U19ディビジョンの成績を除外)し、その最少得点者1名を、World Cup 招待派遣選手とする。
- 2) 招待派遣選手がWorld Cup 出場を辞退した場合、次点以下を繰り上げる。

(日本代表候補認定基準)

第4条 World Cup 日本代表候補認定基準

- 1) シリーズ戦においてOPENディビジョンを除いた上位7名を日本代表候補として認定する。シリーズ戦が複数にわたる場合、その認定は、すでに1つのシリーズで認定された選手を除いて繰り上げ認定するものとする。
- 2) 前項の規定に関わらず、会長が推薦し、専門委員会で認められたものを日本代表候補に加えることができる。
- 3) 協会は、日本代表候補として認定された選手が選考レース終了後に発表される期限までにWorld Cupへの参加の意思表示をもって、当該年度に行われるWorld O'pen Cupの日本代表として推薦する。

(海外派遣団の構成)

第5条 海外派遣団の構成は次のとおりとする。

- 1) 公式役員
 - ① 国別代表 日本オープンビックラス協会から代表1名
 - ② マネージャー 必要に応じ、保護者の互選により決められる1名
 - ③ コーチ 保護者により構成される保護者会の要請をもとに、協会が招聘者を決定
- 2) 海外派遣選手
- 3) サポーター

選手の保護者・家族または所属クラブのメンバー

(海外派遣費用負担とその助成)

第6条 前条にかかげる海外派遣団に参加するために要する旅行費用は航空券費用とその他費用(宿泊費、食事費等)に二分し、その負担は以下とする。

- 1) 国別代表の費用は、協会負担を基本とするが、派遣選手の人数、派遣団の構成等により、協会が選手(乃至その保護者)にその負担を求めることがある。負担割合は協会と保護者との協議により成す。
- 2) マネージャーの費用は、選手(乃至その保護者)が均等に負担する。その負担割合は保護者会の合意により成す。
- 3) コーチの費用は、選手(乃至その保護者)の負担とする。その負担割合は保護者会の合意により成す。
- 4) 招待派遣選手の渡航航空券費用は、協会が負担する。
- 5) その他の費用は、参加各自の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、協会が当該旅行費用を助成することができる。

(順守義務)

第7条

派遣選手は、派遣期間中(事前打ち合わせ中を含む)、会長並びに国別代表その他の関係者の指示に従わなければならない。

2 会長は、派遣選手が前項に規定する指示に従わないときまたは派遣選手としてふさわしくない行動等があったときは、派遣を取り消すことができる。

(派遣報告)

第8条 派遣選手は、帰国後1か月以内に、派遣の成果を報告文(1千字程度)にまとめ、協会会長に提出しなければならない。

2 協会は、前項の報告を協会のWEB上に紹介する。

3 派遣選手は、前項の紹介を承諾するものとする。

(危機管理)

第9条 協会は、海外派遣に伴う危機管理として、次の事項に対応する権限を会長に一任する。

- 1) 危機予防の観点から準備および措置すべき事項
- 2) 危機が発生した場合に、必要となる対応
- 3) 海外派遣する場合に、その実施や中止および延期、継続などの判断をするためのガイドラインの設定
- 4) 危機発生時における安全確保

(情報と決定)

第10条 協会は、海外派遣団の派遣先国内での移動手段、宿舎、コーチ・ボート等に関し、ワールド開催国協会と密に連絡を取り、情報収集に努めるものとする。得られた情報は逐一派遣団に情報公開され、派遣団は、この

情報に独自で収集した情報を加味し、協会の指導のもと国別代表が中心となり派遣の具体的事項を合議により決するものとする。

(団体行動について)

第11条 海外派遣に際し、派遣団と別行動を取ろうとするものは、その理由、行動計画を協会に届け、協会の承認を必要とする。

- 2 別行動を取るものは、その期間中は独自の義務と責任において行動しなければならない。
- 3 国別代表は、危機管理、安全対策上の観点から、派遣団構成員に対し、その指導・アドバイスに努めなければならない。さらに構成員は、国別代表の指示に従わなければならない。
- 4 招待派遣選手が別行動を取る場合の渡航航空券費用については、別行動期間中については減額することがある。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、海外派遣の実施に関して必要な事項は会長が別に定めることがある。

附則

この内規は、平成28年(2016年)4月22日より施行する。

以上